

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区池之端三丁目四番、最後の住所兵庫県姫路市四郷町上鈴一一五番地二

被相続人 亡 増本 昌之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

兵庫県姫路市北条宮の町三八五番地 永井

ビル二階 田村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田村 貴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県山形市瀬戸町瀬戸九〇番地、最後の住所神戸市垂水区学が丘五丁目一番二一〇号

被相続人 亡 西田 桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

神戸市中央区御幸通六丁目一番一五号御幸

ビル四階弁護士法人ウインクルム法律事務所

所 相続財産清算人 弁護士 安井 健馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区富小路通蛸薬師下る高宮町五七三番地、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町八丁目一九番地の六 プレシヤス東

園田 被相続人 亡 津田 光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

兵庫県尼崎市昭和通二丁目六番六八号 尼

崎市中小企業センター 六階 阪神合同法

律事務所 相続財産清算人 弁護士 桑原 朋哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市芳井町梶江六五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 渡邊 健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

岡山県倉敷市鶴形一丁目四番一五号 シャ

トーリアン二階 安達法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安達 祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市植田一三二五番地一〇、最後の住所高知県南国市植田一三二五番地の一

〇 被相続人 亡 高橋 静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

高知県香美市香北町美良布一一五〇番地三

相続財産清算人 司法書士 宮下 陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県杵島郡江北町大字上小田一三七一番地、最後の住所佐賀県杵島郡江北町大字上小田一三七一

被相続人 亡 江口 亘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

佐賀市兵庫南二丁目三番一〇号

相続財産清算人 司法書士法人デイリーベ

イシス 代表者 社員 松瀬 寿和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市小野町七〇番地、最後の住所長崎県佐世保市松瀬町一一五〇番地生活

支援ハウスあそかのり一〇一〇号室

被相続人 亡 太田ノブ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

長崎県佐世保市木場町八番六号

相続財産清算人 司法書士 林田 和樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字細三三番地二、最後の住所大分県大分市三川下一丁目四番三二二号

被相続人 亡 木田 勝祥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

大分県大分市城崎町二丁目一番五号城崎司

法ビル三〇三号 遠矢・伊藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠矢 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

所有不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

令和八年六月二日

愛知県額田郡幸田町大字須美字須

美南山一七五

供託所 名古屋法律事務所岡崎支局

供託番号 令和八年度金第四四号

供託金額 二二九、三二五円

裁判所 名古屋地方裁判所岡崎支部

事件名 所有不明土地管理命令申立事件

事件番号 令和七年(チ)第五号

令和八年六月二日

愛知県岡崎市竜美北一三三三弁護士法人

倉内総合法律事務所

所有不明土地管理人 弁護士 山本 大地

所有不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

令和八年六月二日

愛知県岡崎市竜美北一三三三弁護士法人

倉内総合法律事務所

所有不明土地管理人 弁護士 山本 大地

所有不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

令和八年六月二日

愛知県岡崎市竜美北一三三三弁護士法人

倉内総合法律事務所

所有不明土地管理人 弁護士 山本 大地

所有不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

令和八年六月二日

愛知県岡崎市竜美北一三三三弁護士法人

倉内総合法律事務所

第11期決算公告

令和8年3月25日

群馬県伊勢崎市境伊与久1913番地
コーセイ・インダストリーズ株式会社
代表取締役社長 黛 博道

貸借対照表の要旨 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,114,468	流動負債	1,094,203
固定資産	335,316	固定負債	447,130
		資本	908,450
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	150,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	50,000
		利益準備金	658,450
		その他利益剰余金	25,000
		その他利益剰余金(うち当期純損失)	633,450
			(418,617)
資産合計	2,449,784	負債・純資産合計	2,449,784

第55期決算公告

令和8年6月2日

東京都台東区東上野4丁目24番11号

Shin.Etsu

信越ファインテック株式会社

代表取締役社長 飯塚 徹

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位：千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
科 目	科 目
流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
	資本
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	その他利益剰余金(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
資産合計	負債・純資産合計